

地方分権改革の現状について

平成21年1月9日

河 川 局

資料目次

日付	内容	頁
平成20年5月28日	地方分権改革推進委員会 第1次勧告 (地方分権改革推進委員会、河川抜粋)	1
平成20年6月20日	地方地方分権改革推進要綱(第1次) (地方分権改革推進本部、河川抜粋)	2
平成20年12月2日	河川・道路に係る地方公共団体への権限移譲に関するとり まとめについて(国土交通省発表資料)	3
平成20年12月8日	地方分権改革推進委員会 第2次勧告 (地方分権改革推進委員会、河川関係抜粋)	5

地方分権改革推進委員会の第1次勧告（平成20年5月28日）（抄）

第2章 重点行政分野の抜本的見直し

（2）まちづくり分野関係

【河川】

「地域の川は地方に任せる」との観点から、地域の河川の管理については、地方自治体が責任をもって担えるように見直し、一の都道府県内で完結する一級水系内の一級河川の管理権限の移譲を進めるべきである。これに関連する国の出先機関の見直しについてはさらに検討を進め、第2次勧告において結論を得る。また、河川流路が複数都府県にまたがる一級河川についても、関係都府県の調整が整えば、管理権限を国から移譲できるよう検討すべきである。〔国土交通省関係〕

一の都道府県内で完結する一級水系内の一級河川の直轄区間については、従前と同様の管理水準を維持するため財源等に関して必要な措置を講じたうえで、一級河川の位置付けを変えずに、原則として都道府県に移管する。

その際、氾濫した場合に流域に甚大な被害が想定される水系、広域的な水利用や電力供給のある、または全国的に価値の高い環境を保全すべき水系、急流河川等の河川管理に高度な技術力が必要となる水系であっても、国が管理する場合を極力限定する。個別の対象河川については地方自治体と調整を行った上で、第2次勧告までに具体案を得る。

なお、地方自治体がおおむね一の都道府県内で完結するものとして移管を要望する一級水系についても、同様の見直しを行うこととする。

注；点線枠囲みの中は「前提となる事実関係や地方分権改革推進委員会の課題認識」を明らかにしている部分であり、勧告事項は点線枠囲みの外の部分。（第1次勧告P10参照）

地方分権改革推進要綱（第1次）（平成20年6月20日地方分権改革推進本部決定）（抄）

第2 地方分権のための制度・運営の改革の推進

1 重点行政分野の抜本的見直し

第1次勧告の第2章で委員会が示した課題認識を踏まえつつ、以下のとおり、各分野の制度・運営等の改革を推進することとし、個々の事項について具体化を進め、計画の策定に向けて所要の準備を進める。その際、計画の策定を待たず実施することができる事項については、この本部決定に基づき、政府として所要の施策をできるだけ速やかに実施する。個々の事項を実施するに当たっては、根拠となる法令を改正し、人員や財源等を国から移譲するなど必要な手当てを行うものとする。

（2）地域づくり分野関係

【河川】

一級河川の直轄区間については、第1次勧告の方向に沿って、引き続き国が管理する必要がある場合を除き、原則として一の都道府県内で完結する水系内の河川を都道府県に移管する。個別の対象河川については、関係地方公共団体と調整を行った上で、第2次勧告までに具体案を得る。〔国土交通省〕

河川・道路に係る地方公共団体への権限移譲に関する取りまとめ

平成20年12月
国土交通省

河川・道路に係る地方公共団体への権限移譲については、「地方分権改革推進要綱（第1次）」（平成20年6月20日）に基づき、地方公共団体と調整を行ってきたところであるが、当該調整の過程で把握した地方公共団体の意向も踏まえ、

一級河川及び一般国道の直轄区間の移管に伴い、その整備等に必要な財源措置その他の措置が十分に講じられること
移管の時期については、事業中の箇所があること等を踏まえ、今後、適切な時期を地方公共団体と協議すること
等の前提条件の下、下記のとおり取りまとめた。

記

河川

- (1) 移管する方向で今後更に調整を進めていくもの
 - (2) 移管の可能性について引き続き協議するもの
- 上記のいずれも別添1のとおりである。

道路

- (1) 移管する方向で今後更に調整を進めていくもの
別添2のとおりである。
- (2) 移管の可能性について引き続き協議するもの
別添3のとおりである。

なお、別添1、別添2及び別添3は、現時点での状況を取りまとめたものであり、今後、地方公共団体との調整を進め、関係者の意見も聞きながら、移管対象河川・道路の更なる具体化を図っていく。

<河川>

河川の移管の個別協議については、国の見直しの考え方にとらわれることなく、幅広く各都道府県よりご要望を伺いながら、必要な情報提供に努めつつ、鋭意進めてきたところです。今後も、引き続き関係地方公共団体のご意見も伺いながら、協議を進めてまいります。現時点での個別協議の状況を取りまとめたものは以下のとおりです。

(1) 移管する方向で今後更に調整を進めていくもの：6水系

菊川（静岡県） 高津川（島根県） 松浦川（佐賀県） 番匠川（大分県）
小丸川（宮崎県） 肝属川（鹿児島県）

(2) 移管の可能性について引き続き協議するもの：20水系

見直しの考え方に照らして移管候補としたもの：11水系

渚滑川（北海道） 湧別川（北海道） 網走川（北海道） 留萌川（北海道）
尻別川（北海道） 後志利別川（北海道） 鶴川（北海道） 梯川（石川県）
櫛田川（三重県） 天神川（鳥取県） 佐波川（山口県）

都道府県から移管要望があったもの：9水系

米代川（秋田県） 雄物川（秋田県） 子吉川（秋田県） 芦田川（広島県）
太田川（広島県） 遠賀川（福岡県） 矢部川（福岡県） 嘉瀬川（佐賀県）
六角川（佐賀県）

第 2 次 勸 告

～ 「地方政府」の確立に向けた地方の役割と自主性の拡大 ～

平成 2 0 年 1 2 月 8 日

地 方 分 権 改 革 推 進 委 員 会

目 次

はじめに	1
第1章 義務付け・枠付けの見直しと条例制定権の拡大	3
1 義務付け・枠付けの見直しの基本的考え方	3
(1) 見直しの必要性	3
(2) 見直しの経緯	4
2 義務付け・枠付けの見直しの方針	5
(1) 本勧告で取り上げる義務付け・枠付けの範囲設定	5
(2) 見直しの具体的な方針	6
(3) 義務付け・枠付けの存置を許容する場合等のメルクマールの設定	6
3 義務付け・枠付けのメルクマール該当・非該当の判断	9
4 義務付け・枠付け見直しの今後の進め方	27
第2章 国の出先機関の見直しと地方の役割の拡大	28
1 国の出先機関の見直しの基本的考え方	28
(1) 国の出先機関の現状と認識	28
(2) 見直しの基本的考え方	29
(3) 検討の経緯	29
2 事務・権限の見直しの考え方	31
3 組織の見直しの考え方	32
(1) 見直しの基本的考え方	32
①「二重行政」の弊害を是正する観点等から組織の見直しを検討するもの	32
②現行の組織を残すもの	32
(2) 地域との連携やガバナンスの確保の仕組み	33
①府省を超えた総合的な出先機関と地元自治体との協議の仕組み	33
②公共事業の適正性、透明性を確保する仕組み	33
4 出先機関の改革の実現に向けて	34
5 個別出先機関の事務・権限の見直しと組織の改革	36
(1) 事務・権限の見直し	36
(2) 組織の改革	36
①個別出先機関の組織の改革の方向	36
②地方振興局（仮称）及び地方工務局（仮称）の設置のイメージ	38
6 事務・権限と組織の見直しに伴う人員及び財源の取扱い	41
(1) 人員の移管等の取扱い	41

(2) 財源の手当ての取扱い・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 41

おわりに・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 42

別紙1 義務付け・枠付けのメルクマール該当・非該当の判断

別紙2 個別出先機関の事務・権限の見直し事項一覧表

別添試算（国の出先機関改革に関する試算）

2 義務付け・枠付けの見直しの方針

(1) 本勧告で取り上げる義務付け・枠付けの範囲設定

本勧告は、地方自治体が自らの責任において行政を実施する仕組みを構築するとの観点から、自治事務のうち、法令による義務付け・枠付けをし、条例で自主的に定める余地を認めていないものを見直しの対象とし、具体的には、その対象範囲を次のとおり設定している。

地方自治体の事務の処理又はその方法に関する法律の規定のうち、原則として条項を単位として、(a)及び(b)に該当するものであって、(c)に該当するものを除いたもの。

(a)自治事務であること。

(b)事務の処理又はその方法（手続、判断基準等）を義務付けていること。

(c)事務の処理又はその方法（手続、判断基準等）について、条例による自主的な決定又は法令による義務付けの条例による補正（補充・調整・差し替え）を認めていること。

なお、あわせて、全国知事会「第二期地方分権改革」への提言等について」（平成19年7月25日）、同「国の関与の廃止等について（追加分）」、及び全国市長会「支障事例を踏まえた主な改革の方向」（以下「全国知事会、全国市長会の提言等」という。）のうち、自治事務に係る国の法令による義務付け・枠付け、関与の廃止・縮小を求める項目に係る条項¹については、見直し対象に加えている。

法定受託事務を除外し、自治事務を対象として見直しを実施するのは、次を踏まえたものである。すなわち、自治事務については「国は、地方公共団体が地域の特性に応じて当該事務を処理することができるよう特に配慮しなければならない」（地方自治法第2条第13項）とされていること。他方、法定受託事務については、「国が本来果たすべき役割に係るものであつて、国においてその適正な処理を特に確保する必要があるもの」（同法第2条第9項第1号）であり、国・都道府県は、都道府県・市町村が「法定受託事務を処理するに当たりよるべき基準を定めることができる」（同法第245条の9）とされていること。法定受託事務であっても、その目的を達成するために必要な最小限度の義務付け・枠付けでなければならないことは当然である。

¹ 下記3「義務付け・枠付けのメルクマール該当・非該当の判断」に一覧表で掲載している。

(2) 見直しの具体的な方針

(1) で設定した範囲の義務付け・枠付け（以下「見直し対象条項」という。）については、地方自治体の自主性を強化し、政策や制度の問題も含めて自由度を拡大すべきとの観点から、条項を単位として、(3) に掲げるメルクマールに該当する条項（見直し対象条項のメルクマール該当・非該当の判断は3による。）を除き¹、

- ①廃止（単なる奨励にとどめることを含む。）、
 - ②手続、判断基準等の全部を条例に委任又は条例による補正（「上書き」）を許容、
 - ③手続、判断基準等の一部を条例に委任又は条例による補正（「上書き」）を許容、
- のいずれかの見直しを行う必要がある。その際には、①から③までの順序で見直しを行うべきである。

(3) 義務付け・枠付けの存置を許容する場合等のメルクマールの設定

(2) による義務付け・枠付けの見直しにあたって、「義務付け・枠付けの存置を許容する場合のメルクマール」及び「義務付け・枠付けの存置を許容する場合のメルクマール」非該当だが、残さざるを得ないと判断するもののメルクマール」を次のとおり設定した。前者は、国と地方自治体の役割分担の一般原則等を踏まえて「中間的な取りまとめ」において当委員会が提示したものであり、さらに各府省の回答を精査する過程においてその一部を明確化したものである（iv-a から g まで）²。後者は、同じく各府省の回答を精査する過程において、前者には該当しないが、なお見直し対象条項を現状のままで残さざるを得ないと当委員会が判断したものである³。

義務付け・枠付けの存置を許容する場合のメルクマール

- i 地方自治体が私有財産制度、法人制度等の私法秩序の根幹となる制度に関わる事務を処理する場合
- ii 補助対象資産又は国有財産の処分に関する事務を処理する場合
- iii 地方自治に関する基本的な準則（民主政治の基本に関わる事項その他の地方自治体の統治構造の根幹）に関する事務を処理する場合、及び他の地方自治体との比較を可能とすることが必要と認められる事務であって全国的に統一して定めることが必要とされる場合

¹ 当委員会としては、義務付け・枠付けのメルクマール該当性の判断を、条項を単位として行った。したがって、本勧告では、メルクマールに該当している内容を含んでいても、同時に、メルクマールに該当していない部分も含まれていれば、当該条項全体としては、メルクマール非該当と判断している。

² 第 57 回委員会（平成 20 年 9 月 16 日）

³ 第 57 回委員会及び第 66 回委員会（平成 20 年 11 月 19 日）

- iv 地方自治体相互間又は地方自治体と国その他の機関との協力に係る事務であつて、全国的に統一して定めることが必要とされる場合
- a 地方自治体が他の地方自治体と水平的に共同して、又は地方自治体の主体的な判断で広域的に連携して事務を実施するために必要な仕組みを設定しているもの
 - b 全国的な総量規制・管理のために必要な仕組みを設定しているもの
 - c 地方自治体に義務付けられた保険に係る規定（保険と整合的な給付を含む。）のうち、地方自治体以外の主体に対して義務付けられた保険と一体となって全国的な制度を構築しているもの
 - d 指定・登録機関の指定・登録（地方自治体の事務そのものを行わせるものに限る。）に係るもの
 - e 国・地方自治体間、地方自治体相互間の情報連絡・意見聴取（協議・調整を除く。）に係る規定のうち、都道府県に対して国への情報連絡を義務付けるもの、市町村に対して国・都道府県への情報連絡を義務付けるもの、また、都道府県に対して国の意見反映を義務付けるもの、市町村に対して国・都道府県の意見反映を義務付けるもの（民間事業者と同等の情報連絡を義務付けているものを除く。）以外のもの
 - f 地方自治体間の権限配分に関する相互間調整及び紛争解決のための裁定の手續に関するもの
 - g 国・地方自治体間の同意（地方分権推進計画（平成10年5月）第2の4(1))カ(ア) a 及び b に該当するものに限る。）、及び許可・認可・承認（同計画第2の4(1)キ(ア) a から e までに該当するものに限る。）¹に係る規定（第1次勧告の第2章「重点行政分野の抜本的な見直し」の勧告事項として盛り込ま

¹ 「地方分権推進計画（平成10年5月29日閣議決定）」（抄）

第2 国と地方公共団体との役割分担及び国と地方公共団体の新しい関係

4 地方公共団体に対する国又は都道府県の関与等のあり方

カ 同意

(ア) 国は、地方公共団体の行政については、地方公共団体の自治事務の処理について国又は都道府県と当該地方公共団体との間で協議をする場合においては、以下の場合等国又は都道府県の当該協議に関する施策と地方公共団体の当該協議に関する施策との整合性を確保しなければこれらの施策の実施に著しく支障が生じると認められるときを除き、当該協議について当該地方公共団体に対する国又は都道府県の同意を要することのないようにしなければならない。

a 法令に基づき国がその内容について財政上又は税制上の特例措置を講ずるものとされている計画を地方公共団体が作成する場合

b 地方公共団体の区域を越える一定の地域について総量的な規制・管理を行うため国が定める総量的な具体的基準を元に関係地方公共団体が計画を作成する場合

(イ) (略)

キ 許可、認可及び承認

(ア) 国は、地方公共団体の行政については、以下の場合等地方公共団体の自治事務の処理について国又は都道府県の許可、認可又は承認を要することとすること以外の方法によって当該自治事務の処理の適正を確保することが困難であると認められるときを除き、地方公共団体の自治事務の処理について国又は都道府県の許可、認可又は承認を要することのないようにしなければならない。

a 刑法等で一般的には禁止されているが特別に地方公共団体に許されるような事務を処理する場合

b 公用収用・公用換地・権利変換に関する事務を処理する場合

c 補助対象資産、国有財産処分等に関する事務を処理する場合

d 法人の設立に関する事務を処理する場合

e 国の関与の名あてて人として地方公共団体を国と同様に扱っている事務を処理する場合

(イ) (略)

れた事項及びそれと同様の整理が必要な事項を除く。)

- v 国民の生命、身体等への重大かつ明白な危険に対して国民を保護するための事務であって、全国的に統一して定めることが必要とされる場合
- vi 広域的な被害のまん延を防止するための事務であって、全国的に統一して定めることが必要とされる場合
- vii 国際的要請に係る事務であって、全国的に統一して定めることが必要とされる場合

**「義務付け・枠付けの存置を許容する場合のメルクマール」非該当だが、
残さざるを得ないと判断するもののメルクマール**

- ア 地方自治体による行政処分など公権力行使（これに準ずるものを含む。）にあたっての私人保護（行政不服審査の一般ルール及びその特例、行政手続の一般ルール及びその特例、行政強制、行政罰、斡旋・調停・仲裁等の準司法手続、公権力行使にあたっての身分証携帯義務、刑事手続における人身拘束にあたっての人権擁護、個人情報保護に限る。）、地方自治体による事実証明（証明書、手帳交付）、及び地方自治体が設置する公物、付与剥奪する資格、規制する区域、徴収する税、保険料等の記録に係る規定
- イ 全国的に通用する士業の試験、資格の付与剥奪、及び全国的な事業の許可・認可・届出受理、並びにこれらに伴う指導監督に係る規定
- ウ 国民の生命、身体等への危険に対して国民を保護するための対人給付サービスの内容・方法等に係る規定のうち、金額、仕様等に関する定量的な基準、個別具体的な方法等を含まないもの（政省令、告示への委任規定を含む規定を除く。）
- エ 義務教育に係る規定のうち、教育を受ける権利及び義務教育無償制度を直接に保障したもの
- オ 必要不可欠であるが周辺地域に多大な環境負荷をもたらす施設の設置の許可等の手続・基準であって、全国的に統一して定めることが必要とされる場合の事務の処理に係る規定
- カ 刑法で一般的には禁止されている行為を特別に地方自治体に許容するための条件設定に係る規定
- キ 計量、公共測量及び国土調査の精度の確保並びに住居表示に係る規定のうち、全国的に統一して定める必要のあるもの

3 義務付け・枠付けのメルクマール該当・非該当の判断

見直し対象条項のうち、2（3）に掲げるメルクマールに該当するもの及び該当しないものとして当委員会で結論の得られたものは別紙1で示すとおりであり、482法律10,057条項のうちメルクマールに該当するものは4,389条項、該当しないものは4,076条項である¹。

【別紙1】義務付け・枠付けのメルクマール該当・非該当の判断

なお、別紙1に掲げた条項は、各府省に対して調査を行い、見直し対象条項として回答があったものを踏まえて、当委員会として精査を加えたものである。この調査を行うに先立って、「中間的な取りまとめ」では、「自治事務でありながら、義務付け・枠付けをしている場合についてここで何ら回答がなかったときは、義務付け・枠付けの必要がないものという前提で作業を進める」としていたところであり、当委員会としては、仮に、別紙1に掲げた条項以外に見直し対象条項に該当するものがあるとすれば、2（2）により見直しを行う必要があると判断している。

別紙1に掲げた条項のうち、全国知事会、全国市長会提言等で取り上げられているものは次のとおりであり、53法律の184条項のうちメルクマールに該当するものは15条項、該当しないものは165条項である²。

(凡例)

<列の項目>

法律	条	項	メルクマール該当 非該当の 判断	全国知事会、全国市長会提言等（要旨）
----	---	---	------------------------	--------------------

<メルクマール該当非該当の判断>

メルクマールに該当するものについては2（3）の各メルクマールの記号を、メルクマールに該当しないものについては「×」を記入している。

<全国知事会、全国市長会提言等（要旨）欄の表記>

（全国知事会）：全国知事会「『第二期地方分権改革』への提言等について」（平成19年7月25日）

（全国知事会・追加分）：全国知事会「国の関与の廃止等について（追加分）」（平成19年10月23日）

（全国市長会）：全国市長会「支障事例を踏まえた主な改革の方向」（平成19年10月3日）

¹ このほか1,592条項は準用・適用・読替規定であり、特段の必要がない限り、準用・適用読替の対象となる条項においてメルクマール該当・非該当の判断を行っている。

² このほか4条項は準用・適用・読替規定。メルクマール該当・非該当の判断については同上

中心市街地の活性化に関する法律	第9条	第1項	×	<p>○中心市街地活性化基本計画</p> <p>中心市街地の活性化は地域が自主的・主体的に取り組むべきであり、市町村が策定する中心市街地活性化基本計画の国による認定は廃止すべき。 (全国知事会)</p>
-----------------	-----	-----	---	--

<道路>

道路法	第30条	第1項	×	<p>○道路構造・道路標識の基準</p> <p>地域の実情に即した道路整備を行うため規制的な通知通達は廃止するとともに、技術的基準である道路構造令は縮小すべき。 (全国知事会)</p>
	第30条	第2項	×	
	第45条	第2項	×	<p>道路標識について、周辺環境に調和させるため、地域の特性に応じて柔軟に対応できるよう基準を緩和すべき。(特区の全国展開) (全国知事会)</p>
	第74条	第1項	×	<p>○都道府県道の路線の認定、変更、廃止に係る国土交通大臣の協議</p> <p>自治事務であり自治体の役割と責任を明確にするため、都道府県道の認定、変更、廃止の国土交通大臣の協議は廃止すべき。 (全国知事会)</p>

<河川・災害>

河川法	第13条	第2項	×	<p>○河川管理施設等の技術的基準(準用河川関係)</p> <p>河川管理施設の新設、改良、管理に関する技術的基準は縮小すべき。 (全国知事会)</p>
	第79条	第2項	×	<p>○河川整備計画等に係る国土交通大臣の協議、同意(準用河川関係)</p> <p>住民の安全な生活を確保する観点やまちづくりの観点等、地方の主体的な判断で管理や事業が実施できるよう、河川整備計画の国土交通大臣の協議、同意等は廃止すべき。 (全国知事会)</p>
災害対策基本法	第40条	第3項	×	<p>○都道府県地域防災計画の作成、修正に係る協議</p> <p>地域防災計画策定に係る国との協議は、地域の実態に応じた柔軟かつ迅速な計画策定の阻害要因となっているため廃止した上で、報告又は届出とし、必要に応じて助言する仕組みとすべき。 (全国知事会)</p>
海岸法	第27条	第2項	×	<p>○海岸保全施設の工事施工に伴う主務大臣の承認</p> <p>住民の安全な生活を確保する観点やまちづくりと防災対策の一体性の観点から、地方の主体的な判断で管理や事業が実施できるよう、海岸保全施設の新設又は改良工事を施工しようとするときの主務大臣の承認は廃止すべき。 (全国知事会)</p>

4 出先機関の改革の実現に向けて

本勧告を踏まえ、地方自治体への事務・権限の移譲と国の出先機関の抜本的な改革を実現するにあたっては、一定の準備期間が必要になると考えられる。

政府に対しては、当委員会が本勧告で示した方向に沿って、こうした国の出先機関の改革の具体化に向けた検討に早急に着手し、これを実現するための工程を明らかにした計画を平成 20 年度内に策定することを要請する。同時に、以下の 6 で述べた人員の移管等については、そのための仕組みづくりに一定の時間を要すると考えられるので、計画策定と並行してそのための検討を進めることを要請する。

さらに、こうした改革を強力に推進するための体制づくりを政府に要請しておきたい。

地方自治体には、事務・権限の移譲に伴う人員の円滑な移行とそのための仕組みづくりなど、本改革の実現に向けて最大限の協力をお願いしたい。また、この改革の実現により拡大する役割と責任を自覚し、移譲される事務・権限の的確な実施に努めていただきたい。

なお、国の出先機関について、新組織に移行するまでの間においても、政府においては、厳格な定員管理によるスリム化など減量・効率化を徹底し、簡素で効率的な行政運営に努めていただきたい。その際には、当委員会の調査で明らかになったものも含め、国の出先機関から関連公益法人等の外郭団体への業務委託や支出などの見直しを徹底することが必要である。

また、今般の事務・権限の見直し後に国に残る業務についても、引き続き地方分権を推進していく観点から不断の見直しを行い、将来的にこれを地方に移譲する方向で検討していくことが必要である。

直轄国道や一級河川の地方への移管については、当委員会が第 1 次勧告で示した基準¹に沿って、直轄国道の人口 30 万人未満の都市を連絡する区間を含め、都道府

¹ 第 1 次勧告 第 2 章「重点行政分野の抜本の見直し」（抜粋）

【道路】

○ 直轄国道については、主に地域内交通を分担する道路は都道府県が担い、それを補完して国は全国的な交通ネットワークの形成をはかることを基本として、上記の要件の (2) 及び (3) (注) を見直す。当面、これらの要件について、①同一都府県内に起終点がある区間、②バイパスの現道区間、③その一部が都府県等管理となっている路線の区間、④「都道府県庁所在地その他政治上、経済上又は文化上特に重要な都市」（道路法施行規則 第 1 条の 2）の基準を厳格に適用し、原則都道府県庁所在地及び人口おおむね 30 万人以上の市を基本とすることにより対象外となる区間、の 4 種類の区間に該当するものについては、従前と同様の管理水準を維持するため財源等に関して必要な措置を講じたうえで、一般国道の位置付けを変えずに、原則として都道府県に移管する。

個別の対象道路については、地方自治体との調整を行った上で、第 2 次勧告までに具体案を得る。

(注) 直轄国道の要件

- (1) 高規格幹線道路の区間
- (2) 県庁所在地等の重要都市間を効率的・効果的に連絡する一般国道の区間
- (3) 重要な港湾・空港と (1) (2) を効率的・効果的に連絡する一般国道の区間

県への移管を進めるべきである。現在、国土交通省と関係都道府県との間で個別の移管対象についての協議が行われているが、その進捗状況は、必ずしも十分とは言えない。第1次勧告の基準にしたがって、地方への移管が進むよう、移管に伴う財源や人員に関する情報など、必要な情報の提供に努めた上で、関係都道府県との個別協議を進め、早急に結論を出すよう要請する。

また、上記のほか、整備が概成した直轄国道についても、地方への移管に係る個別協議の対象とすべきである。

これらの地方移管に伴い、必要な財源や人員が確実に地方に移譲されるよう、国が必要な措置を講ずるのは当然のことである。

これらの改革により、別添試算のとおり、まず総人件費改革などでも定められた約7,700人の人員削減を行うとともに、直轄国道や一級河川の地方への移管、農林統計等の農政関係の事務の見直しを中心に1万人程度を出先機関から地方に移す。さらに将来的には、国のハローワークや公共事業関係の職員の地方への移管を行うことなどにより、出先機関職員のうち、合計3万5,000人程度の削減を目指すべきであると考えられる。

なお、地方振興局（仮称）、地方工務局（仮称）については、現行の二層制の地方自治制度に基づき府省を超えた総合的出先機関としての地域の民主主義によるガバナンス（統治）や地方との連携を確保しつつ設置するものである。したがって、将来、道州制等の新しい行政体制が検討される際には、他のブロック機関とともに地方政府に積極的に移管が検討されるものであり、新しい国と地方の関係に向けた先駆的移行措置として位置付けられる。

また、当委員会では、今後、第3次勧告に向け、義務付け・枠付けの見直しについて具体的に講ずべき措置や、地方税財政制度の改革について検討を進めていく中で、国の出先機関の見直しに関連する議論を行うことがあり得る。政府において改革の具体化に向けた検討を進めていく際には、こうした委員会での議論を踏まえて対応することを要請しておきたい。

以上を踏まえ、政府に対して具体的な措置を求める事項は、5及び6のとおりである。

【河川】

○ 一の都道府県内で完結する一級水系内の一級河川の直轄区間については、従前と同様の管理水準を維持するため財源等に関して必要な措置を講じたうえで、一級河川の位置付けを変えずに、原則として都道府県に移管する。

その際、①氾濫した場合に流域に甚大な被害が想定される水系、②広域的な水利用や電力供給のある、または全国的に価値の高い環境を保全すべき水系、③急流河川等の河川管理に高度な技術力が必要となる水系であっても、国が管理する場合を極力限定する。個別の対象河川については地方自治体と調整を行った上で、第2次勧告までに具体案を得る。

なお、地方自治体がおおむね一の都道府県内で完結するものとして移管を要望する一級水系についても、同様の見直しを行うこととする。

5 個別出先機関の事務・権限の見直しと組織の改革

(1) 事務・権限の見直し

当委員会では、検討対象とした8府省15系統の出先機関の事務・権限を約400事項に区分し、上記2に記述した「事務・権限の見直しの考え方」に沿って仕分けを行った。この結果、見直しを要する事項を出先機関ごとに別紙2のとおり整理した。

各出先機関については、別紙2で指摘した個々の事務・権限について見直しを実施する。

【別紙2】個別出先機関の事務・権限の見直し事項一覧表（計116事項）¹

(2) 組織の改革

各出先機関の事務・権限の仕分けや、上記3に記述した「組織の見直しの考え方」を踏まえた個別出先機関の組織の改革の方向性は、以下のとおりである。

また、以下で「組織を残す」とする機関を含め、各機関においては、既定の方針に沿った減量・効率化を徹底して行うことはもちろんであり、加えて、別紙に示した事務・権限の見直しを行い、それに伴う組織・定員のスリム化を行う必要がある。

以下の改革をおおむね3年程度の移行準備期間を設けて実行に移し、9系統の出先機関を廃止する。また、これらの改革により、人員の地方への移管を行うことなどにより、要員配置のスリム化を目指す。

① 個別出先機関の組織の改革の方向

[内閣府関係]

沖縄総合事務局

- 別紙2のとおり事務・権限の見直しを行い、現行の組織を残す。

[総務省関係]

総合通信局

- 組織・定員のスリム化を行い、現行の組織を残す。

[法務省関係]

法務局

- 別紙2のとおり事務・権限の見直しを行い、現行の組織を残す。

¹ 116事項は、約400事項の事務・権限のうち、内部管理業務関係等を除く今回検討の対象としたもの計321事項の約4割に当たる。

[国土交通省]

地方整備局

- 別紙2のとおり事務・権限の見直しを行い、現行の組織を廃止して、国に残る事務・権限のうち、直轄公共事業の実施以外の機能を総合的な出先機関である地方振興局（仮称）に、直轄公共事業の実施機能を総合的な出先機関である地方工務局（仮称）に統合する。

北海道開発局

- 別紙2のとおり事務・権限の見直しを行い、現行の組織を廃止して、国に残る事務・権限のうち、直轄公共事業の実施以外の機能を総合的な出先機関である地方振興局（仮称）に、直轄公共事業の実施機能を総合的な出先機関である地方工務局（仮称）に統合する（注）。

（注）北海道を当面の主たる対象として法制化された¹道州制特区は、地方自治体がその自主性及び自立性を十分に発揮し、地方分権の推進及び行政の効率化に資するとともに、各地方の自立的発展を目指していくための制度である。地方自治体においては、この道州制特区の仕組みを最大限に活用し、地方分権改革を積極的に進めるよう取り組まれることを望みたい。

地方運輸局

- 別紙2のとおり事務・権限の見直しを行い、現行の組織を廃止して、国に残る事務・権限を総合的な出先機関（地方振興局（仮称））に統合する。
- 運輸支局を廃止する。

地方航空局

- 別紙2のとおり事務・権限の見直しを行い、現行の組織を残す。

[環境省]

地方環境事務所

- 別紙2のとおり事務・権限の見直しを行い、現行の組織を廃止して、国に残る事務・権限を総合的な出先機関（地方振興局（仮称））に統合する。

② 地方振興局（仮称）及び地方工務局（仮称）の設置のイメージ

ア 設置の基本的な考え方

国の出先機関の事務・権限の見直しにあわせて、地方再生や地域振興の観点から国の出先機関として果たすべき役割・機能について、その効果的発揮を確保し、地方自治体や地域住民との窓口の一元化を図り、また、いわゆる縦割りの弊害を排除するため、府省を超えた総合的な出先機関として「地方振興局（仮称）」を編成し、仕分けの結果国の出先機関において引き続き処理することとなる関連の事務・権限を集約化する。

¹ 道州制特別区域における広域行政の推進に関する法律（平成18年法律第116号）

国民や地域住民の目から見て公共事業の適正性、透明性を確保するとともに、地方振興局（仮称）の組織規模が過大となることを避けるため、国の出先機関において引き続き処理することとなる事務・権限のうち、直轄公共事業の実施機能をその企画機能から明確に分離するとともに、組織的にも分離し、直轄公共事業の実施を専担する組織として「地方工務局（仮称）」を置く。

イ 組織の概要

地方振興局（仮称）及び地方工務局（仮称）は、特定の行政分野に偏らず、また各府省に対する総合的な調整機能を有する内閣府の出先機関として設置する。

内閣総理大臣は、出先機関の長の任命にあたり、統合前の所属にかかわらず、その求められる役割・機能を担うにふさわしい人材を配置するよう配慮すべきである。

新たな組織の編成にあたっては、現行の組織における内部管理事務の一元化などによる整理合理化を進める。各部門の事務・権限については、内閣府による総合的な調整のもとで、関係各大臣による指揮監督が行われるものとする。

ウ 管轄区域等

地方振興局（仮称）及び地方工務局（仮称）の管轄区域や本局の設置場所等について検討する際には、経過措置を設けて必要に応じ既存組織の管轄区域等を引き継ぐことを可能とするなど、施策の効率的な実施の観点や地域の実情等を踏まえ、柔軟に対応することとすべきである。

エ 地域との連携やガバナンスの確保の仕組みの導入

地方振興局（仮称）及び地方工務局（仮称）には、3（2）①及び②で示した考え方に沿って、管轄区域内の関係地方自治体から成る協議会として、「地域振興委員会（仮称）」を設けるとともに、直轄公共事業の実施の適正性や透明性を確保する仕組みを導入するものとする。

なお、沖縄総合事務局並びに北海道の区域に置かれる地方振興局（仮称）及び地方工務局（仮称）については、関係都道府県が一となるが、同様の仕組みを導入する。

【協議会のイメージ】

- ・ 協議会を法律上明確に位置付ける。
- ・ 協議会は、地元自治体にとっては、総合的な出先機関の事務・権限の執行を監視し、評価し、地元の意見を反映させる場であり、出先機関にとっては、地域住民に対し説明責任を果たし、その理解と協力を得る場である。

- 総合的な出先機関の管轄区域内の都道府県の知事、政令市の市長、市長会及び町村会の代表者で構成する。
- 協議会の座長は構成員による互選とする。
- 協議会の招集権は協議会の座長と総合的な出先機関の長の双方が有するものとする。
- 出先機関は、協議会に対し、直轄公共事業等についての計画の策定、次年度の事業計画案及び予算案、過年度の決算案等を付議するとともに、適宜、事務事業の進捗状況等について報告するものとする。協議会及びその構成員は、付議事項及びその他の事項について、意見を提出することができるものとし、出先機関はこれを尊重するものとする。

第 2 次 勸 告

～ 「地方政府」の確立に向けた地方の役割と自主性の拡大 ～

平成 2 0 年 1 2 月 8 日

地 方 分 権 改 革 推 進 委 員 会

目 次

はじめに	1
第1章 義務付け・枠付けの見直しと条例制定権の拡大	3
1 義務付け・枠付けの見直しの基本的考え方	3
(1) 見直しの必要性	3
(2) 見直しの経緯	4
2 義務付け・枠付けの見直しの方針	5
(1) 本勧告で取り上げる義務付け・枠付けの範囲設定	5
(2) 見直しの具体的な方針	6
(3) 義務付け・枠付けの存置を許容する場合等のメルクマールの設定	6
3 義務付け・枠付けのメルクマール該当・非該当の判断	9
4 義務付け・枠付け見直しの今後の進め方	27
第2章 国の出先機関の見直しと地方の役割の拡大	28
1 国の出先機関の見直しの基本的考え方	28
(1) 国の出先機関の現状と認識	28
(2) 見直しの基本的考え方	29
(3) 検討の経緯	29
2 事務・権限の見直しの考え方	31
3 組織の見直しの考え方	32
(1) 見直しの基本的考え方	32
①「二重行政」の弊害を是正する観点等から組織の見直しを検討するもの	32
②現行の組織を残すもの	32
(2) 地域との連携やガバナンスの確保の仕組み	33
①府省を超えた総合的な出先機関と地元自治体との協議の仕組み	33
②公共事業の適正性、透明性を確保する仕組み	33
4 出先機関の改革の実現に向けて	34
5 個別出先機関の事務・権限の見直しと組織の改革	36
(1) 事務・権限の見直し	36
(2) 組織の改革	36
①個別出先機関の組織の改革の方向	36
②地方振興局（仮称）及び地方工務局（仮称）の設置のイメージ	38
6 事務・権限と組織の見直しに伴う人員及び財源の取扱い	41
(1) 人員の移管等の取扱い	41

(2) 財源の手当ての取扱い 41

おわりに 42

別紙 1 義務付け・枠付けのメルクマール該当・非該当の判断

別紙 2 個別出先機関の事務・権限の見直し事項一覧表

別添試算 (国の出先機関改革に関する試算)

2 義務付け・枠付けの見直しの方針

(1) 本勧告で取り上げる義務付け・枠付けの範囲設定

本勧告は、地方自治体が自らの責任において行政を実施する仕組みを構築するとの観点から、自治事務のうち、法令による義務付け・枠付けをし、条例で自主的に定める余地を認めていないものを見直しの対象とし、具体的には、その対象範囲を次のとおり設定している。

地方自治体の事務の処理又はその方法に関する法律の規定のうち、原則として条項を単位として、(a)及び(b)に該当するものであって、(c)に該当するものを除いたもの。

(a)自治事務であること。

(b)事務の処理又はその方法（手続、判断基準等）を義務付けていること。

(c)事務の処理又はその方法（手続、判断基準等）について、条例による自主的な決定又は法令による義務付けの条例による補正（補充・調整・差し替え）を認めていること。

なお、あわせて、全国知事会「第二期地方分権改革」への提言等について」（平成19年7月25日）、同「国の関与の廃止等について（追加分）」、及び全国市長会「支障事例を踏まえた主な改革の方向」（以下「全国知事会、全国市長会の提言等」という。）のうち、自治事務に係る国の法令による義務付け・枠付け、関与の廃止・縮小を求める項目に係る条項¹については、見直し対象に加えている。

法定受託事務を除外し、自治事務を対象として見直しを実施するのは、次を踏まえたものである。すなわち、自治事務については「国は、地方公共団体が地域の特性に応じて当該事務を処理することができるよう特に配慮しなければならない」（地方自治法第2条第13項）とされていること。他方、法定受託事務については、「国が本来果たすべき役割に係るものであつて、国においてその適正な処理を特に確保する必要があるもの」（同法第2条第9項第1号）であり、国・都道府県は、都道府県・市町村が「法定受託事務を処理するに当たりよるべき基準を定めることができる」（同法第245条の9）とされていること。法定受託事務であっても、その目的を達成するために必要な最小限度の義務付け・枠付けでなければならないことは当然である。

¹ 下記3「義務付け・枠付けのメルクマール該当・非該当の判断」に一覧表で掲載している。

(2) 見直しの具体的な方針

(1) で設定した範囲の義務付け・枠付け（以下「見直し対象条項」という。）については、地方自治体の自主性を強化し、政策や制度の問題も含めて自由度を拡大すべきとの観点から、条項を単位として、(3) に掲げるメルクマールに該当する条項（見直し対象条項のメルクマール該当・非該当の判断は3による。）を除き¹、

- ①廃止（単なる奨励にとどめることを含む。）、
 - ②手続、判断基準等の全部を条例に委任又は条例による補正（「上書き」）を許容、
 - ③手続、判断基準等の一部を条例に委任又は条例による補正（「上書き」）を許容、
- のいずれかの見直しを行う必要がある。その際には、①から③までの順序で見直しを行うべきである。

(3) 義務付け・枠付けの存置を許容する場合等のメルクマールの設定

(2) による義務付け・枠付けの見直しにあたって、「義務付け・枠付けの存置を許容する場合のメルクマール」及び「義務付け・枠付けの存置を許容する場合のメルクマール」非該当だが、残さざるを得ないと判断するもののメルクマール」を次のとおり設定した。前者は、国と地方自治体の役割分担の一般原則等を踏まえて「中間的な取りまとめ」において当委員会が提示したものであり、さらに各府省の回答を精査する過程においてその一部を明確化したものである（iv-a から g まで）²。後者は、同じく各府省の回答を精査する過程において、前者には該当しないが、なお見直し対象条項を現状のままで残さざるを得ないと当委員会が判断したものである³。

義務付け・枠付けの存置を許容する場合のメルクマール

- i 地方自治体が私有財産制度、法人制度等の私法秩序の根幹となる制度に関わる事務を処理する場合
- ii 補助対象資産又は国有財産の処分に関する事務を処理する場合
- iii 地方自治に関する基本的な準則（民主政治の基本に関わる事項その他の地方自治体の統治構造の根幹）に関する事務を処理する場合、及び他の地方自治体との比較を可能とすることが必要と認められる事務であって全国的に統一して定めることが必要とされる場合

¹ 当委員会としては、義務付け・枠付けのメルクマール該当性の判断を、条項を単位として行った。したがって、本勧告では、メルクマールに該当している内容を含んでいても、同時に、メルクマールに該当していない部分も含まれていれば、当該条項全体としては、メルクマール非該当と判断している。

² 第 57 回委員会（平成 20 年 9 月 16 日）

³ 第 57 回委員会及び第 66 回委員会（平成 20 年 11 月 19 日）

- iv 地方自治体相互間又は地方自治体と国その他の機関との協力に係る事務であつて、全国的に統一して定めることが必要とされる場合
- a 地方自治体が他の地方自治体と水平的に共同して、又は地方自治体の主体的な判断で広域的に連携して事務を実施するために必要な仕組みを設定しているもの
 - b 全国的な総量規制・管理のために必要な仕組みを設定しているもの
 - c 地方自治体に義務付けられた保険に係る規定（保険と整合的な給付を含む。）のうち、地方自治体以外の主体に対して義務付けられた保険と一体となって全国的な制度を構築しているもの
 - d 指定・登録機関の指定・登録（地方自治体の事務そのものを行わせるものに限る。）に係るもの
 - e 国・地方自治体間、地方自治体相互間の情報連絡・意見聴取（協議・調整を除く。）に係る規定のうち、都道府県に対して国への情報連絡を義務付けるもの、市町村に対して国・都道府県への情報連絡を義務付けるもの、また、都道府県に対して国の意見反映を義務付けるもの、市町村に対して国・都道府県の意見反映を義務付けるもの（民間事業者と同等の情報連絡を義務付けているものを除く。）以外のもの
 - f 地方自治体間の権限配分に関する相互間調整及び紛争解決のための裁定の手續に関するもの
 - g 国・地方自治体間の同意（地方分権推進計画（平成10年5月）第2の4(1))カ(ア) a 及び b に該当するものに限る。）、及び許可・認可・承認（同計画第2の4(1)キ(ア) a から e までに該当するものに限る。）¹に係る規定（第1次勧告の第2章「重点行政分野の抜本的な見直し」の勧告事項として盛り込ま

¹ 「地方分権推進計画（平成10年5月29日閣議決定）」（抄）

第2 国と地方公共団体との役割分担及び国と地方公共団体の新しい関係

4 地方公共団体に対する国又は都道府県の関与等のあり方

カ 同意

(ア) 国は、地方公共団体の行政については、地方公共団体の自治事務の処理について国又は都道府県と当該地方公共団体との間で協議をする場合においては、以下の場合等国又は都道府県の当該協議に関する施策と地方公共団体の当該協議に関する施策との整合性を確保しなければこれらの施策の実施に著しく支障が生じると認められるときを除き、当該協議について当該地方公共団体に対する国又は都道府県の同意を要することのないようにしなければならない。

a 法令に基づき国がその内容について財政上又は税制上の特例措置を講ずるものとされている計画を地方公共団体が作成する場合

b 地方公共団体の区域を越える一定の地域について総量的な規制・管理を行うため国が定める総量的な具体的基準を元に関係地方公共団体が計画を作成する場合

(イ) (略)

キ 許可、認可及び承認

(ア) 国は、地方公共団体の行政については、以下の場合等地方公共団体の自治事務の処理について国又は都道府県の許可、認可又は承認を要することとすること以外の方法によって当該自治事務の処理の適正を確保することが困難であると認められるときを除き、地方公共団体の自治事務の処理について国又は都道府県の許可、認可又は承認を要することのないようにしなければならない。

a 刑法等で一般的には禁止されているが特別に地方公共団体に許されるような事務を処理する場合

b 公用収用・公用換地・権利変換に関する事務を処理する場合

c 補助対象資産、国有財産処分等に関する事務を処理する場合

d 法人の設立に関する事務を処理する場合

e 国の関与の名あてて人として地方公共団体を国と同様に扱っている事務を処理する場合

(イ) (略)

れた事項及びそれと同様の整理が必要な事項を除く。)

- v 国民の生命、身体等への重大かつ明白な危険に対して国民を保護するための事務であって、全国的に統一して定めることが必要とされる場合
- vi 広域的な被害のまん延を防止するための事務であって、全国的に統一して定めることが必要とされる場合
- vii 国際的要請に係る事務であって、全国的に統一して定めることが必要とされる場合

**「義務付け・枠付けの存置を許容する場合のメルクマール」非該当だが、
残さざるを得ないと判断するもののメルクマール**

- ア 地方自治体による行政処分など公権力行使（これに準ずるものを含む。）にあたっての私人保護（行政不服審査の一般ルール及びその特例、行政手続の一般ルール及びその特例、行政強制、行政罰、斡旋・調停・仲裁等の準司法手続、公権力行使にあたっての身分証携帯義務、刑事手続における人身拘束にあたっての人権擁護、個人情報保護に限る。）、地方自治体による事実証明（証明書、手帳交付）、及び地方自治体が設置する公物、付与剥奪する資格、規制する区域、徴収する税、保険料等の記録に係る規定
- イ 全国的に通用する士業の試験、資格の付与剥奪、及び全国的な事業の許可・認可・届出受理、並びにこれらに伴う指導監督に係る規定
- ウ 国民の生命、身体等への危険に対して国民を保護するための対人給付サービスの内容・方法等に係る規定のうち、金額、仕様等に関する定量的な基準、個別具体的な方法等を含まないもの（政省令、告示への委任規定を含む規定を除く。）
- エ 義務教育に係る規定のうち、教育を受ける権利及び義務教育無償制度を直接に保障したもの
- オ 必要不可欠であるが周辺地域に多大な環境負荷をもたらす施設の設置の許可等の手続・基準であって、全国的に統一して定めることが必要とされる場合の事務の処理に係る規定
- カ 刑法で一般的には禁止されている行為を特別に地方自治体に許容するための条件設定に係る規定
- キ 計量、公共測量及び国土調査の精度の確保並びに住居表示に係る規定のうち、全国的に統一して定める必要のあるもの

3 義務付け・枠付けのメルクマール該当・非該当の判断

見直し対象条項のうち、2（3）に掲げるメルクマールに該当するもの及び該当しないものとして当委員会で結論の得られたものは別紙1で示すとおりであり、482法律10,057条項のうちメルクマールに該当するものは4,389条項、該当しないものは4,076条項である¹。

【別紙1】義務付け・枠付けのメルクマール該当・非該当の判断

なお、別紙1に掲げた条項は、各府省に対して調査を行い、見直し対象条項として回答があったものを踏まえて、当委員会として精査を加えたものである。この調査を行うに先立って、「中間的な取りまとめ」では、「自治事務でありながら、義務付け・枠付けをしている場合についてここで何ら回答がなかったときは、義務付け・枠付けの必要がないものという前提で作業を進める」としていたところであり、当委員会としては、仮に、別紙1に掲げた条項以外に見直し対象条項に該当するものがあるとすれば、2（2）により見直しを行う必要があると判断している。

別紙1に掲げた条項のうち、全国知事会、全国市長会提言等で取り上げられているものは次のとおりであり、53法律の184条項のうちメルクマールに該当するものは15条項、該当しないものは165条項である²。

(凡例)

<列の項目>

法律	条	項	メルクマール該当 非該当の 判断	全国知事会、全国市長会提言等（要旨）
----	---	---	------------------------	--------------------

<メルクマール該当非該当の判断>

メルクマールに該当するものについては2（3）の各メルクマールの記号を、メルクマールに該当しないものについては「×」を記入している。

<全国知事会、全国市長会提言等（要旨）欄の表記>

（全国知事会）：全国知事会「『第二期地方分権改革』への提言等について」（平成19年7月25日）

（全国知事会・追加分）：全国知事会「国の関与の廃止等について（追加分）」（平成19年10月23日）

（全国市長会）：全国市長会「支障事例を踏まえた主な改革の方向」（平成19年10月3日）

¹ このほか1,592条項は準用・適用・読替規定であり、特段の必要がない限り、準用・適用読替の対象となる条項においてメルクマール該当・非該当の判断を行っている。

² このほか4条項は準用・適用・読替規定。メルクマール該当・非該当の判断については同上

<河川・災害>

河川法	第 13 条	第 2 項	×	<p>○河川管理施設等の技術的基準(準用河川関係)</p> <p>河川管理施設の新設、改良、管理に関する技術的基準は縮小すべき。 (全国知事会)</p>
	第 79 条	第 2 項	×	<p>○河川整備計画等に係る国土交通大臣の協議、同意(準用河川関係)</p> <p>住民の安全な生活を確保する観点やまちづくりの観点等、地方の主体的な判断で管理や事業が実施できるよう、河川整備計画の国土交通大臣の協議、同意等は廃止すべき。 (全国知事会)</p>
災害対策基本法	第 40 条	第 3 項	×	<p>○都道府県地域防災計画の作成、修正に係る協議</p> <p>地域防災計画策定に係る国との協議は、地域の実態に応じた柔軟かつ迅速な計画策定の阻害要因となっているため廃止した上で、報告又は届出とし、必要に応じて助言する仕組みとすべき。 (全国知事会)</p>
海岸法	第 27 条	第 2 項	×	<p>○海岸保全施設の工事施工に伴う主務大臣の承認</p> <p>住民の安全な生活を確保する観点やまちづくりと防災対策の一体性の観点から、地方の主体的な判断で管理や事業が実施できるよう、海岸保全施設の新設又は改良工事を施工しようとするときの主務大臣の承認は廃止すべき。 (全国知事会)</p>

4 出先機関の改革の実現に向けて

本勧告を踏まえ、地方自治体への事務・権限の移譲と国の出先機関の抜本的な改革を実現するにあたっては、一定の準備期間が必要になると考えられる。

政府に対しては、当委員会が本勧告で示した方向に沿って、こうした国の出先機関の改革の具体化に向けた検討に早急に着手し、これを実現するための工程を明らかにした計画を平成 20 年度内に策定することを要請する。同時に、以下の 6 で述べた人員の移管等については、そのための仕組みづくりに一定の時間を要すると考えられるので、計画策定と並行してそのための検討を進めることを要請する。

さらに、こうした改革を強力に推進するための体制づくりを政府に要請しておきたい。

地方自治体には、事務・権限の移譲に伴う人員の円滑な移行とそのための仕組みづくりなど、本改革の実現に向けて最大限の協力をお願いしたい。また、この改革の実現により拡大する役割と責任を自覚し、移譲される事務・権限の的確な実施に努めていただきたい。

なお、国の出先機関について、新組織に移行するまでの間においても、政府においては、厳格な定員管理によるスリム化など減量・効率化を徹底し、簡素で効率的な行政運営に努めていただきたい。その際には、当委員会の調査で明らかになったものも含め、国の出先機関から関連公益法人等の外郭団体への業務委託や支出などの見直しを徹底することが必要である。

また、今般の事務・権限の見直し後に国に残る業務についても、引き続き地方分権を推進していく観点から不断の見直しを行い、将来的にこれを地方に移譲する方向で検討していくことが必要である。

直轄国道や一級河川の地方への移管については、当委員会が第 1 次勧告で示した基準¹に沿って、直轄国道の人口 30 万人未満の都市を連絡する区間を含め、都道府

¹ 第 1 次勧告 第 2 章「重点行政分野の抜本の見直し」（抜粋）

【道路】

○ 直轄国道については、主に地域内交通を分担する道路は都道府県が担い、それを補完して国は全国的な交通ネットワークの形成をはかることを基本として、上記の要件の (2) 及び (3) (注) を見直す。当面、これらの要件について、①同一都府県内に起終点がある区間、②バイパスの現道区間、③その一部が都府県等管理となっている路線の区間、④「都道府県庁所在地その他政治上、経済上又は文化上特に重要な都市」（道路法施行規則 第 1 条の 2）の基準を厳格に適用し、原則都道府県庁所在地及び人口おおむね 30 万人以上の市を基本とすることにより対象外となる区間、の 4 種類の区間に該当するものについては、従前と同様の管理水準を維持するため財源等に関して必要な措置を講じたうえで、一般国道の位置付けを変えずに、原則として都道府県に移管する。

個別の対象道路については、地方自治体との調整を行った上で、第 2 次勧告までに具体案を得る。

(注) 直轄国道の要件

- (1) 高規格幹線道路の区間
- (2) 県庁所在地等の重要都市間を効率的・効果的に連絡する一般国道の区間
- (3) 重要な港湾・空港と (1) (2) を効率的・効果的に連絡する一般国道の区間

県への移管を進めるべきである。現在、国土交通省と関係都道府県との間で個別の移管対象についての協議が行われているが、その進捗状況は、必ずしも十分とは言えない。第1次勧告の基準にしたがって、地方への移管が進むよう、移管に伴う財源や人員に関する情報など、必要な情報の提供に努めた上で、関係都道府県との個別協議を進め、早急に結論を出すよう要請する。

また、上記のほか、整備が概成した直轄国道についても、地方への移管に係る個別協議の対象とすべきである。

これらの地方移管に伴い、必要な財源や人員が確実に地方に移譲されるよう、国が必要な措置を講ずるのは当然のことである。

これらの改革により、別添試算のとおり、まず総人件費改革などでも定められた約7,700人の人員削減を行うとともに、直轄国道や一級河川の地方への移管、農林統計等の農政関係の事務の見直しを中心に1万人程度を出先機関から地方に移す。さらに将来的には、国のハローワークや公共事業関係の職員の地方への移管を行うことなどにより、出先機関職員のうち、合計3万5,000人程度の削減を目指すべきであると考えられる。

なお、地方振興局（仮称）、地方工務局（仮称）については、現行の二層制の地方自治制度に基づき府省を超えた総合的出先機関としての地域の民主主義によるガバナンス（統治）や地方との連携を確保しつつ設置するものである。したがって、将来、道州制等の新しい行政体制が検討される際には、他のブロック機関とともに地方政府に積極的に移管が検討されるものであり、新しい国と地方の関係に向けた先駆的移行措置として位置付けられる。

また、当委員会では、今後、第3次勧告に向け、義務付け・枠付けの見直しについて具体的に講ずべき措置や、地方税財政制度の改革について検討を進めていく中で、国の出先機関の見直しに関連する議論を行うことがあり得る。政府において改革の具体化に向けた検討を進めていく際には、こうした委員会での議論を踏まえて対応することを要請しておきたい。

以上を踏まえ、政府に対して具体的な措置を求める事項は、5及び6のとおりである。

【河川】

○ 一の都道府県内で完結する一級水系内の一級河川の直轄区間については、従前と同様の管理水準を維持するため財源等に関して必要な措置を講じたうえで、一級河川の位置付けを変えずに、原則として都道府県に移管する。

その際、①氾濫した場合に流域に甚大な被害が想定される水系、②広域的な水利用や電力供給のある、または全国的に価値の高い環境を保全すべき水系、③急流河川等の河川管理に高度な技術力が必要となる水系であっても、国が管理する場合を極力限定する。個別の対象河川については地方自治体と調整を行った上で、第2次勧告までに具体案を得る。

なお、地方自治体がおおむね一の都道府県内で完結するものとして移管を要望する一級水系についても、同様の見直しを行うこととする。

5 個別出先機関の事務・権限の見直しと組織の改革

(1) 事務・権限の見直し

当委員会では、検討対象とした8府省15系統の出先機関の事務・権限を約400事項に区分し、上記2に記述した「事務・権限の見直しの考え方」に沿って仕分けを行った。この結果、見直しを要する事項を出先機関ごとに別紙2のとおり整理した。

各出先機関については、別紙2で指摘した個々の事務・権限について見直しを実施する。

【別紙2】個別出先機関の事務・権限の見直し事項一覧表（計116事項）¹

(2) 組織の改革

各出先機関の事務・権限の仕分けや、上記3に記述した「組織の見直しの考え方」を踏まえた個別出先機関の組織の改革の方向性は、以下のとおりである。

また、以下で「組織を残す」とする機関を含め、各機関においては、既定の方針に沿った減量・効率化を徹底して行うことはもちろんであり、加えて、別紙に示した事務・権限の見直しを行い、それに伴う組織・定員のスリム化を行う必要がある。

以下の改革をおおむね3年程度の移行準備期間を設けて実行に移し、9系統の出先機関を廃止する。また、これらの改革により、人員の地方への移管を行うことなどにより、要員配置のスリム化を目指す。

① 個別出先機関の組織の改革の方向

¹ 116事項は、約400事項の事務・権限のうち、内部管理業務関係等を除く今回検討の対象としたもの計321事項の約4割に当たる。

〔国土交通省〕

地方整備局

- 別紙2のとおり事務・権限の見直しを行い、現行の組織を廃止して、国に残る事務・権限のうち、直轄公共事業の実施以外の機能を総合的な出先機関である地方振興局（仮称）に、直轄公共事業の実施機能を総合的な出先機関である地方工務局（仮称）に統合する。

北海道開発局

- 別紙2のとおり事務・権限の見直しを行い、現行の組織を廃止して、国に残る事務・権限のうち、直轄公共事業の実施以外の機能を総合的な出先機関である地方振興局（仮称）に、直轄公共事業の実施機能を総合的な出先機関である地方工務局（仮称）に統合する（注）。

（注）北海道を当面の主たる対象として法制化された¹道州制特区は、地方自治体がその自主性及び自立性を十分に発揮し、地方分権の推進及び行政の効率化に資するとともに、各地方の自立的発展を目指していくための制度である。地方自治体においては、この道州制特区の仕組みを最大限に活用し、地方分権改革を積極的に進めるよう取り組まれることを望みたい。

地方運輸局

- 別紙2のとおり事務・権限の見直しを行い、現行の組織を廃止して、国に残る事務・権限を総合的な出先機関（地方振興局（仮称））に統合する。
- 運輸支局を廃止する。

地方航空局

- 別紙2のとおり事務・権限の見直しを行い、現行の組織を残す。

② 地方振興局（仮称）及び地方工務局（仮称）の設置のイメージ

ア 設置の基本的な考え方

国の出先機関の事務・権限の見直しにあわせて、地方再生や地域振興の観点から国の出先機関として果たすべき役割・機能について、その効果的発揮を確保し、地方自治体や地域住民との窓口の一元化を図り、また、いわゆる縦割りの弊害を排除するため、府省を超えた総合的な出先機関として「地方振興局（仮称）」を編成し、仕分けの結果国の出先機関において引き続き処理することとなる関連の事務・権限を集約化する。

¹ 道州制特別区域における広域行政の推進に関する法律（平成18年法律第116号）

国民や地域住民の目から見て公共事業の適正性、透明性を確保するとともに、地方振興局（仮称）の組織規模が過大となることを避けるため、国の出先機関において引き続き処理することとなる事務・権限のうち、直轄公共事業の実施機能をその企画機能から明確に分離するとともに、組織的にも分離し、直轄公共事業の実施を専担する組織として「地方工務局（仮称）」を置く。

イ 組織の概要

地方振興局（仮称）及び地方工務局（仮称）は、特定の行政分野に偏らず、また各府省に対する総合的な調整機能を有する内閣府の出先機関として設置する。

内閣総理大臣は、出先機関の長の任命にあたり、統合前の所属にかかわらず、その求められる役割・機能を担うにふさわしい人材を配置するよう配慮すべきである。

新たな組織の編成にあたっては、現行の組織における内部管理事務の一元化などによる整理合理化を進める。各部門の事務・権限については、内閣府による総合的な調整のもとで、関係各大臣による指揮監督が行われるものとする。

ウ 管轄区域等

地方振興局（仮称）及び地方工務局（仮称）の管轄区域や本局の設置場所等について検討する際には、経過措置を設けて必要に応じ既存組織の管轄区域等を引き継ぐことを可能とするなど、施策の効率的な実施の観点や地域の実情等を踏まえ、柔軟に対応することとすべきである。

エ 地域との連携やガバナンスの確保の仕組みの導入

地方振興局（仮称）及び地方工務局（仮称）には、3（2）①及び②で示した考え方に沿って、管轄区域内の関係地方自治体から成る協議会として、「地域振興委員会（仮称）」を設けるとともに、直轄公共事業の実施の適正性や透明性を確保する仕組みを導入するものとする。

なお、沖縄総合事務局並びに北海道の区域に置かれる地方振興局（仮称）及び地方工務局（仮称）については、関係都道府県が一となるが、同様の仕組みを導入する。

【協議会のイメージ】

- ・ 協議会を法律上明確に位置付ける。
- ・ 協議会は、地元自治体にとっては、総合的な出先機関の事務・権限の執行を監視し、評価し、地元の意見を反映させる場であり、出先機関にとっては、地域住民に対し説明責任を果たし、その理解と協力を得る場である。

- 総合的な出先機関の管轄区域内の都道府県の知事、政令市の市長、市長会及び町村会の代表者で構成する。
- 協議会の座長は構成員による互選とする。
- 協議会の招集権は協議会の座長と総合的な出先機関の長の双方が有するものとする。
- 出先機関は、協議会に対し、直轄公共事業等についての計画の策定、次年度の事業計画案及び予算案、過年度の決算案等を付議するとともに、適宜、事務事業の進捗状況等について報告するものとする。協議会及びその構成員は、付議事項及びその他の事項について、意見を提出することができるものとし、出先機関はこれを尊重するものとする。

義務付け・枠付けのメルクマール 該当・非該当の判断

分野	5	通番	30
法律名	公有水面埋立法(大正十年法律第五十七号)		

条	項	メルクマール 該当非該当 の判断	備考
第4条	第1項	×	
第4条	第3項	×	
第11条		×	
第13条の2	第2項		準用規定
第22条	第2項	×	
第22条	第3項	×	
第23条	第2項	×	
第27条	第2項	×	
第27条	第3項	×	
第29条	第2項	×	
第29条	第3項	×	
第33条	第2項	×	
第42条	第3項		準用規定

分野	8	通番	1
法律名	河川法(昭和三十九年法律第百六十七号)		

条	項	メルクマール 該当非該当 の判断		備考
第6条	第2項	×		第100条で準用
第6条	第3項	×		第100条で準用
第6条	第4項	×		第100条で準用
第6条	第6項	×		第100条で準用
第11条	第2項	×		第100条で準用
第12条	第1項	ア		第100条で準用
第12条	第4項	×		第100条で準用
第13条	第2項	×		第100条で準用
第14条	第1項	×		第100条で準用
第15条		iv	a	第100条で準用
第17条	第2項	×		第100条で準用
第21条	第1項	i		第100条で準用
第21条	第3項	i		第100条で準用
第22条	第3項	i		第100条で準用
第22条	第4項	i		第100条で準用
第22条	第5項	i		第100条で準用
第22条	第6項	i		第100条で準用
第22条の2	第2項	ア		第100条で準用
第22条の2	第3項	ア		第100条で準用
第22条の2	第5項	i		第100条で準用
第22条の2	第6項			準用規定 第100条で準用
第26条	第3項	×		第100条で準用
第26条	第5項	×		第100条で準用
第27条	第4項	v		第100条で準用
第27条	第5項	×		第100条で準用
第27条	第6項			準用規定 第100条で準用
第38条		×		第100条で準用
第40条	第1項	×		第100条で準用
第42条	第4項	×		第100条で準用
第47条	第2項	×		第100条で準用
第53条の2	第3項	×		第100条で準用
第54条	第3項	×		第100条で準用
第54条	第4項	×		第100条で準用
第56条	第2項	×		第100条で準用

分野	8	通番	1
法律名	河川法(昭和三十九年法律第百六十七号)		

条	項	メルクマール 該当非該当 の判断	備考
第56条	第3項	×	第100条で準用
第57条	第2項	i	第100条で準用
第57条	第3項		準用規定 第100条で準用
第58条の2	第2項	×	第100条で準用
第58条の3	第3項	×	第100条で準用
第58条の3	第4項	×	第100条で準用
第58条の5	第2項	×	第100条で準用
第58条の5	第3項	×	第100条で準用
第58条の6	第2項	i	第100条で準用
第58条の6	第3項		準用規定 第100条で準用
第65条の2	第3項		準用規定
第74条	第1項	×	第100条で準用
第74条	第2項	×	第100条で準用
第75条	第3項	ア	第100条で準用
第75条	第4項	ア	第100条で準用
第75条	第5項	ア	第100条で準用
第76条	第1項	i	第100条で準用
第76条	第2項		準用規定 第100条で準用
第77条	第2項	ア	第100条で準用
第78条	第2項	ア	第100条で準用
第79条	第2項	×	
第89条	第2項	ア	第100条で準用
第89条	第3項	ア	第100条で準用
第89条	第4項	ア	第100条で準用
第89条	第5項	ア	第100条で準用
第89条	第6項	ア	第100条で準用
第89条	第8項	i	第100条で準用
第89条	第9項		準用規定 第100条で準用
第90条	第2項	×	
第91条	第1項	ii	
第97条	第4項		行政不服審査法の準用

分野	8	通番	2
法律名	運河法(大正二年法律第十六号)		

条	項	メルクマール 該当非該当 の判断		備考
第4条	第1項	ア		
第4条	第2項	ア		
第4条	第4項	ア		

分野	8	通番	5
法律名	水防法(昭和二十四年法律第九十三号)		

条	項	メルクマール 該当非該当 の判断		備考
第3条の2		iii,iv	a	
第3条の3	第2項	iii,iv	a	
第3条の4	第1項	iii,iv	a	
第3条の4	第2項	iii,iv	a	
第5条	第2項	x		
第7条	第1項	x		
第7条	第3項	x		
第7条	第4項	x		
第8条	第3項	x		
第9条		x		
第10条	第3項	v		
第11条	第1項	v		
第11条	第2項	x		
第12条	第1項	v		
第12条	第2項	v		
第13条	第2項	v		
第13条	第3項	v		
第14条	第1項	x		
第14条	第2項	x		
第14条	第3項	x		
第14条	第4項	x		
第15条	第1項	v		
第15条	第2項	v		
第15条	第4項	x		
第15条	第5項			準用規定
第16条	第1項	v		
第16条	第3項	v		
第16条	第4項	v		
第17条		v		
第20条	第1項	x		
第25条		v		
第28条	第2項	i		
第29条		x		
第32条	第1項	x		
第32条	第2項	x		

分野	8	通番	5
法律名	水防法(昭和二十四年法律第九十三号)		

条	項	メルクマール 該当非該当 の判断		備考
第32条	第3項	×		
第33条	第3項	×		
第35条		√		
第36条	第2項	×		
第36条	第4項	×		
第39条	第4項	×		
第40条		×		
第49条	第2項	ア		
第50条		×		

分野	8	通番	6
法律名	水害予防組合法(明治四十一年法律第五十号)		

条	項	メルクマール 該当非該当 の判断		備考
第3条	第1項	i		
第3条	第2項	x		
第10条	第1項	i		
第11条	第1項	i		
第11条	第2項	x		
第12条		i		
第14条	第2項	x		
第15条	第1項	i		
第15条	第2項	i		
第15条	第3項	i		
第16条		x		
第18条	第3項	x		
第18条	第4項	x		
第20条	第1項	ア		
第22条		ア		
第33条	第2項	x		
第34条	第3項	x		
第39条	第1項	x		
第39条	第3項	x		
第50条	第1項	i		
第50条	第3項	ア		
第56条	第2項			準用規定
第59条	第3項	ア		
第59条	第4項	ア		
第62条	第4項	x		
第65条	第1項	x		
第65条	第2項	x		
第66条		x		
第67条	第1項	x		
第69条	第3項	x		
第71条	第3項	i		
第73条	第2項	ア		
第78条		x		
第84条		iv	f	

分野	8	通番	7
法律名	特定都市河川浸水被害対策法(平成十五年法律第七十七号)		

条	項	メルクマール 該当非該当 の判断		備考
第12条	第2項	×		
第13条		×		
第15条	第1項	ア		
第15条	第2項	ア		
第16条	第4項			準用規定
第17条	第2項	×		
第17条	第3項	×		
第17条	第6項	i		
第17条	第7項	i		
第18条	第3項	×		
第18条	第4項			準用規定
第20条	第2項	ア		
第20条	第3項	v		
第21条	第2項	ア		
第23条	第2項	iv	e	
第23条	第3項	iv	e	
第23条	第5項			準用規定
第24条	第1項	×		
第24条	第2項			準用規定
第25条	第2項	iv	e	
第25条	第3項	×		
第27条	第2項	×		
第28条	第1項	×		
第29条		×		
第30条				準用規定
第32条	第1項	v		
第32条	第2項	v		
第32条	第3項	v		
第32条	第4項	v		
第32条	第5項	iv	e	
第32条	第6項			準用規定
第33条	第1項	v		
第33条	第2項	v		
第33条	第5項			準用規定
第34条	第2項	ア		

分野	8	通番	7
法律名	特定都市河川浸水被害対策法(平成十五年法律第七十七号)		

条	項	メルクマール 該当非該当 の判断	備考
第34条	第3項	ア	
第34条	第4項	ア	
第34条	第5項	ア	
第34条	第6項	ア	
第34条	第8項	i	
第34条	第9項	i	
第34条	第10項	i	

分野	8	通番	9
法律名	砂防法(明治三十年法律第二十九号)		

条	項	メルクマール 該当非該当 の判断	備考
第9条		×	

分野	8	通番	10
法律名	地すべり等防止法(昭和三十三年法律第三十号)		

条	項	メルクマール 該当非該当 の判断		備考
第6条	第8項	i		第16条第2項で準用
第6条	第9項	i		第16条第2項、第21条第4項、第23条第4項で準用
第6条	第10項	i		第16条第2項、第21条第4項、第23条第4項で準用
第11条	第2項	×		
第17条	第1項	i		
第17条	第3項	i		
第20条	第2項	×		
第21条	第3項	i		
第23条	第3項	i		
第24条	第2項	×		
第24条	第3項	×		
第24条	第4項	×		
第26条	第2項	×		
第45条	第1項			準用規定

分野	8	通番	11
法律名	急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律(昭和四十四年法律第五十七号)		

条	項	メルクマール 該当非該当 の判断	備考
第3条	第2項	×	
第3条	第3項	√	
第4条		×	
第5条	第2項	ア	
第5条	第3項	ア	
第5条	第4項	ア	
第5条	第5項	ア	
第5条	第6項	ア	
第5条	第8項	i	
第5条	第9項	i	
第5条	第10項	i	
第6条		√	
第8条	第2項	ア	
第10条	第4項		準用規定
第11条	第2項		準用規定
第12条	第3項	×	
第13条	第2項	×	
第17条	第2項		準用規定
第18条	第1項	i	
第18条	第3項	i	

分野	8	通番	12
法律名	土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律(平成十二年法律第五十七号)		

条	項	メルクマール 該当非該当 の判断		備考
第4条	第1項	x		
第4条	第2項	iv	e	
第5条	第2項	ア		
第5条	第3項	ア		
第5条	第4項	ア		
第5条	第5項	ア		
第5条	第6項	ア		
第5条	第8項	i		
第5条	第9項	i		
第5条	第10項	i		
第6条	第2項	v		
第6条	第3項	iv	e	
第6条	第4項	v		
第6条	第5項	iv	e	
第6条	第6項			準用規定
第7条	第1項	v		
第7条	第2項	v		
第7条	第3項	x		
第8条	第2項	v		
第8条	第3項	iv	e	
第8条	第4項	v		
第8条	第5項	x		
第8条	第7項	x		
第8条	第8項	x		
第8条	第9項			準用規定
第11条		x		
第15条	第1項	ア		
第15条	第2項	x		
第16条	第4項			準用規定
第17条	第2項	x		
第17条	第3項	x		
第20条	第2項	ア		
第20条	第3項	x		
第21条	第2項			準用規定

分野	15	通番	3
法律名	砂利採取法(昭和四十三年法律第七十四号)		

条	項	メルクマール 該当非該当 の判断		備考
第5条	第1項	ア		
第5条	第2項	ア		
第6条	第1項	×		
第6条	第2項	ア		
第12条	第2項	ア		
第13条	第1項	ア		
第15条	第1項	イ		
第16条		×		第43条により地方公共団体に適用がある 場合
第17条		×		第43条により地方公共団体に適用がある 場合
第18条	第1項	×		第43条により地方公共団体に適用がある 場合
第18条	第2項	×		第43条により地方公共団体に適用がある 場合
第19条	第1項	v		
第20条	第1項	×		第43条により地方公共団体に適用がある 場合
第20条	第2項	×		第43条により地方公共団体に適用がある 場合
第20条	第3項	×		第43条により地方公共団体に適用がある 場合
第20条	第4項			準用規定
第24条		×		第43条により地方公共団体に適用がある 場合
第29条		×		第43条により地方公共団体に適用がある 場合
第31条	第2項	×		
第34条	第4項	ア		
第36条	第2項	×		
第36条	第3項	iv	e	
第37条	第2項	×		
第38条	第1項	ア		
第38条	第2項	ア		
第38条	第3項	ア		

分野	15	通番	3
法律名	砂利採取法(昭和四十三年法律第七十四号)		

条	項	メルクマール 該当非該当 の判断	備考
第39条	第1項	ア	
第39条	第2項	ア	
第39条	第3項	ア	

個別出先機関の事務・権限の 見直し事項一覧表

国土交通省 地方整備局		見直しの内容
本局等の内部組織	関係する下部機関	事務・権限
建政部	公園事務所 河川事務所 管理所	国営公園の整備及び管理に関する事務（直轄公共事業）
	公園事務所 河川事務所 管理所	国営公園の整備及び管理に関する事務（占用・行為許可等）
河川部	-	住宅整備事業（地方自治体の公営住宅の整備に関する指導・監督等）
	河川国道事務所等（国道事務所、公園事務所、営繕事務所を除く）	第1次勧告で提言を行った一級河川の地方への移管について、関係都道府県との個別協議の対象をできるだけ広げて協議を進め、早急に結論を得る。【第1次勧告関連事項】
	河川国道事務所等（国道事務所、公園事務所、営繕事務所、技術事務所を除く）	河川等に係る整備等に関する計画、工事及び管理の実施
	河川国道事務所等（国道事務所、公園事務所、営繕事務所、技術事務所を除く）	河川等の利用、保全に関する許認可等
	河川国道事務所等（国道事務所、公園事務所、営繕事務所を除く）	直轄事業の要件を明確化する。